



「春の全国交通安全運動」における 安全運行強化のお願い

「春の全国交通安全運動」が4月6日(月)～15日(水)まで実施されます。また4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」としています。日頃から安全運行に努めている事業者の皆さんも、改めて安全の基本に立ち返り、下記項目をはじめ一層の取り組み強化をお願いします。

飲酒運転の根絶

飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)は、極めて悪質で危険な行為です。万一、ドライバーが飲酒運転をし、事故を起こした場合や指導監督が不十分であった場合は、事業停止や車両使用停止などの厳しい処分を受けます。飲酒運転の根絶に向け、全日本トラック協会が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」などを活用し、管理体制の強化と指導・啓発活動に努めてください。

[飲酒運転防止対策マニュアル](#)
[検索](#)

飲酒運転への行政罰強化

2024年10月1日より、運送事業者の飲酒運転に対する行政処分が強化され、確実な「点呼」や「指導」の実施がより一層求められるようになりました。

追加された違反内容	初違反	再違反
点呼の実施義務違反※	100日間の車両使用停止	200日間の車両使用停止
指導監督義務違反※	100日間の車両使用停止	200日間の車両使用停止

※当該運転者に係る点呼(飲酒運転防止に関する指導)について、明らかに実施していることを点呼(指導)記録により事業者が証明した場合を除く。

上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認などがあった場合は、下記の処分が加わります。

違反内容	違反営業所に対して
事業者が飲酒運転を下命・容認した場合	14日間の事業停止
飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	7日間の事業停止
事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	3日間の事業停止

追突事故の防止

高速道路における死傷事故の半分以上(63.1%)が追突で、その原因として「漫然運転」「安全不確認」「わき見運転」が挙げられます。事故防止に向けてドライバー・管理者・事業者が三位一体となって取り組んでいきましょう。

[トラック追突事故防止マニュアル](#)
[検索](#)

出典:内閣府「令和8年春の全国交通安全運動推進要綱」、公益社団法人 全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」「事業用貨物自動車の交通事故の発生状況(令和7年9月)」